

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令
規制の名称	原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量等の変更
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	原子力規制庁 長官官房 緊急事案対策室
評価実施時期	令和2年9月
事前評価時の想定と比較	本政令の変更は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、敷地境界の放射線量率が「1時間あたり5マイクロシーベルト」を計測している際に炉心損傷が発生していたことを踏まえ、原子力災害が発生した場合に、近隣住民等に対する避難指示等の対応を迅速に行えるよう、原子力防災管理者による異常な事象の通報基準及び原子力緊急事態宣言の判断基準を、1時間あたり500マイクロシーベルトから5マイクロシーベルトに改めたものである。当該規制の事前評価後、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	事前評価時には、遵守費用について「通常時においては新たな費用は発生しないものの、現行の規定による緊急事態宣言の判断基準は超えないが、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民の避難等のための費用が新たに発生する。」とした。現時点において、改正後の通報基準が適用される事象は発生しておらず、近隣住民の避難等のための費用は新たに生じていない。
(行政費用)	事前評価時には、行政費用について「通常時においては新たな費用は発生しないものの、現行の規定による緊急事態宣言の判断基準は超えないが、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民の避難等のための費用が発生する。」とした。現時点において、改正後の通報基準が適用される事象は発生しておらず、新たな費用は生じていない。
(副次的な影響及び波及的な影響)	改正後の通報基準が適用される事象は発生しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も生じていない。
考察	<p>当該規制は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力災害が発生した場合に近隣住民等に対する避難指示等の対応を迅速に行えるよう、原子力防災管理者による異常な事象の通報基準及び原子力緊急事態宣言の判断基準を1時間あたり500マイクロシーベルトから5マイクロシーベルトに改めたものである。現時点において、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、当該規制を取りまく遵守費用及び行政費用に変化は無い。また、副次的な影響及び波及的な影響についても生じていない。</p> <p>以上のことから、当該規制は、早期の避難指示等の対応による近隣住民等の放射線被ばくによるリスクを低減させ国民の生命及び身体の安全を確保する観点から引き続き必要性が認められ、継続することが妥当である。</p>
備考	